

鶴ヶ島市個人番号の利用の範囲に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鶴ヶ島市個人番号の利用の範囲及び特定個人情報の提供の制限に関する条例（平成27年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める事務)

第2条 条例別表の事務の欄に規定する規則で定める事務は、別表の事務の欄に掲げる事務とする。

(規則で定める特定個人情報)

第3条 条例別表の特定個人情報の欄に規定する規則で定める特定個人情報は、別表の事務の欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該特定個人情報の欄に掲げる情報とする。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 事 務 | 特定個人情報 |
|---|---|
| 鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例（昭和50年条例第9号）第5条の規定による対象者の認定に係る事務 | <p>当該申請を行う者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第1項の規定による保護の開始（同条第9項の規定により準用する保護の変更を含む。）、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更又は同法第26条の規定による保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）</p> <p>当該申請を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に規定する市町村民税（個人に係るものに限る。以下「市町村民税」という。）に関する情報</p> <p>当該申請を行う者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項に規定する支援給付の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付の実施に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。）</p> |
| 在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和54年条例第28号）第3条第2項の規定による受給資格の認定に係る事務 | 当該申請を行う者に係る市町村民税に関する情報 |
| 鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例（平成4年条例第15号）第5条第1項の規定による受給資格の決定及び同条例第8条第2項の規定による現況の届出に係る事務 | <p>当該申請を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報</p> <p>当該申請を行う者又はその者の配偶者若しくは扶養義務者に係る地方税法第4条第2項第1号に規定する道府県民税（個人に係るものに限る。）に関する情報</p> <p>当該申請を行う者又はその者と同一の</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>世帯に属する者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第5条に規定する国民健康保険の被保険者の資格に関する情報</p> |
| | <p>当該申請を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の規定による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当支給情報」という。）</p> |
| | <p>当該申請を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の規定による後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報</p> |
| | <p>当該申請を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> |
| <p>鶴ヶ島市訪問介護利用者負担助成要綱（平成12年告示第393号）第5条第3項の規定による対象者の判定に関する事務</p> | <p>当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報</p> |
| <p>鶴ヶ島市要保護・準要保護児童生徒就学援助事業事務処理要綱（平成27年告示第283号）第4条第1項の規定による認定の審査に関する事務</p> | <p>当該申請を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報</p> |
| | <p>当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報</p> |
| | <p>当該申請を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報</p> |
| | <p>当該申請を行う者に係る児童扶養手当支給情報</p> |